

(盗難発生警報装置)

第51条 平成18年6月30日（軽自動車にあつては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、保安基準第43条の5第2項の規定並びに細目告示第67条、第145条及び第223条の規定は、適用しない。

2 平成28年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添78別紙2 1.6.、1.8.及び2.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成25年国土交通省告示第726号)による改正前の細目告示別添78別紙2 1.6.、1.8.及び2.3.の規定を適用することができる。

3 平成28年8月1日以降に製作された自動車(外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。)及び平成28年10月28日以前に製作された自動車(平成28年7月31日以前に指定を受けた型式指定自動車であつて、外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。)については、細目告示別添78別紙2 1.6.、1.8. 及び2.3.中「協定規則第10号第6改訂版補足改訂版」を「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。